

統計委第6号  
平成31年2月20日

総務大臣  
石田真敏殿

統計委員会委員長  
西村清彦

## 諮問第125号の答申 労働力調査の変更について

本委員会は、諮問第125号による労働力調査の変更（2019年6月分以降の調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成31年2月7日付け総統労第9号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「労働力調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

##### (2) 理由等

###### ア 改元に伴う元号の表記の変更【基礎調査票及び特定調査票】

本申請では、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の制定・施行に伴い、2019年5月1日から元号が改められることを踏まえ、2019年6月分調査（2019年6月末日現在の状況を調査）以降、各調査票の調査対象年月のほか、調査事項における和暦による表記について、下表のとおり、変更する計画である。

これについては、改元に伴って年次表記を変更するものであることから、適切と考える。

表 改元に伴う表記の変更状況

調査票区分	該当調査事項等	変更内容
基礎調査票及び特定調査票	調査対象年月	新元号に表記を変更
基礎調査票	出生年月	新元号の選択肢を追加
特定調査票	現職に就いた時期、前職をやめた時期	新元号の選択肢を追加

## イ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、従来の調査員調査と併用し、2019年9月からは埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の4都県において、また、2020年1月からは他の道府県においても、段階的にオンライン調査を導入する計画である<sup>(注)</sup>。

これについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

(注) 各都道府県ともに、報告者の選定替え(ローテーションサンプリング)に合わせ、毎月、4分の1ずつ新たに選定された報告者からオンライン調査を順次導入し、4か月かけて当該都道府県内の全ての報告者を対象に導入する計画としている。

## 2 「諮問第101号の答申 労働力調査の変更について」(平成29年3月21日付け統計委第7号)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)における課題への対応状況について

本調査については、「諮問第101号の答申 労働力調査の変更について」(平成29年3月21日付け統計委第7号。以下「前回答申」という。)において、①「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供、②未活用労働に係る各指標に関係する情報提供について指摘されている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)においても、上記①及び②に加え、毎月勤労統計調査(厚生労働省が所管する基幹統計調査)との調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等の情報提供の充実に努めることが指摘されている。

これらの指摘に対する総務省の対応状況については、以下のとおりである。

### (1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供

本課題について、総務省は、平成30年(2018年)1月分調査の公表から、雇用契約期間別に詳細に把握するよう変更した「従業上の地位」について、当該変更の前後で単純に時系列比較できない旨、調査結果を用いて解説した資料をウェブサイトに掲載済みとしている。

### (2) 未活用労働に係る各指標に関係する情報提供

本課題について、総務省は、平成30年(2018年)1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念等の解説や各指標について欧州4か国等の状況と比較した資料をウェブサイトに掲載済みとしている。

(3) 毎月勤労統計調査との相違点や集計表における労働者区分・用語の対応関係等の情報提供の充実

本課題について、総務省は、平成30年11月に、本調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料をウェブサイトに掲載済みとしている。

これらの対応状況については、いずれも前回答申及び第Ⅲ期基本計画における課題に的確に対応し、統計利用者の利便性等に配慮したものとなっていることから、適切と考える。

以上